介護保険手続きにおける電子申請サービスについて

名古屋市役所健康福祉局介護保険課

概要

名古屋市電子申請サービスから申請が可能です。

【電子申請ができる主な手続き】

◆要介護・要支援認定申請（新規・区分変更・更新・転入）
◆要介護認定等の資料提供の申出
◆居宅サービス計画作成依頼届出
◆被保険者証の再交付申請　　等

※手続き名称を一部簡略化しています。

電子申請のメリット

【メリット】

- 区役所、支所の開庁日時や混雑状況に左右されず申請が可能です。

 ⇒閉庁日であっても、１日付の申請ができます。

- 電子申請フォームでは、紙での申請よりも、記載内容に関する案内が詳細に記載されています。

申請フォームのご案内（ウェブサイト）

申請フォームはNAGOYAかいごネットにまとめて掲載しています。

【NAGOYAかいごネット掲載ページ】

URL：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/densisinsei/



申請フォームのご案内（ウェブサイト）





トップ画面から「電子申請サービス」をクリック。

該当の手続きをクリックすると詳細ページに飛びます。

電子申請に必要なもの

①	☑ 手続を行う方のマイナンバーカード ・ケアマネジャー等、代理申請の場合は代理人の方のものが必要です。(被保険者本人のものは不要) ・電子署名が有効であることと、署名用電子証明書の暗証番号が必要です。
②	☑ マイナンバーカードをスキャンできるスマートフォン ・NFCまたはFeliCaに対応しているものが必要です。 ・申請フォームへの入力はパソコンでも可能です。
③	☑ 電子署名アプリ（マイナアプリ） ・名古屋市電子申請サービスでマイナンバーカードによる電子署名を行うためのアプリです。 ・アプリ内に個人情報は保存されません。
④	☑ 要介護認定等を受ける方の介護保険被保険者証 ・画像添付等が必要な一部の手続に限ります。 (要介護・要支援認定申請や居宅サービス計画作成依頼届出など)

電子申請の流れ（要介護・要支援認定申請）

①	PCやスマートフォンのブラウザから申請フォームに入力
②	電子署名 （マイナンバーカードをアプリ入りのスマートフォンで読み取る）
③	PCやスマートフォンのブラウザから「申請内容」を送信
④	【要介護5からの区分変更の場合のみ】 申請後に被保険者証の原本を介護認定事務センターへ郵送
⑤	申請完了
⑥	後日、資格者証（転入申請の場合は被保険者証）が届く ※資格者証が届いたら、お手元の被保険者証は破棄 （要介護5からの区分変更の場合を除く）

電子申請の流れ（要介護認定等の資料提供の申出）

①	PCやスマートフォンのブラウザから申請フォーム入力
②	電子署名 （マイナンバーカードをアプリ入りのスマートフォンで読み取る）
③	PCやスマートフォンのブラウザから「申請内容」を送信
④	申請完了
⑤	後日、資料のダウンロードページのURLがメールで届く

電子申請の留意点①

〇要支援状態からの区分変更申請の場合

「区分変更」ではなく「新規申請」のフォームから申請してください。

〇第2号被保険者の方

下記の２つの手続きは、電子申請をご利用できませんので、ご注意ください。

- ✓ 要介護・要支援認定申請（新規申請）
- ✓ 要介護・要支援状態区分変更申請

電子申請の留意点②

〇被保険者証の再交付申請と被保険者証の添付を要する他の手続き（要介護認定申請等）を同時に行うことはできません。

①同時申請を希望される場合

→区・支所窓口、又は郵送でご申請ください。

②電子申請を希望される場合

→被保険者証が再交付されてから次の申請手続きをしてください。

電子申請の留意点③

○「要介護・要支援認定の申請」と「居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出」の同時申請の有無を誤ってチェックされることがあります。

申請と同時に居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出」を行わない場合は、「認定申請のみ」にチェックをしていただくようにお願いいたします。

電子申請の留意点④

〇急ぎでの対応が必要な場合は、区役所もしくは支所へご相談ください。

- がん末期等により急変の可能性があり、早急に介護サービスの利用が必要な場合は、電子申請前に、各区福祉課もしくは各支所区民福祉課へご相談ください。
- 急がなければならない理由を個別に聞き取り、対応を検討させていただきます。

要介護認定等のオンライン申請コールセンター

介護保険の要介護認定関係手続きの電子申請にかかるお問い合わせのコールセンターを設置しております。ご活用ください。

電話番号	０５２－８９０－４６８８
受付時間	平日の 午前８時４５分～午後５時３０分

【電子申請とは関係ありませんが、紙申請の場合は下記にご注意ください】

令和８年４月１日より
要介護・要支援認定申請書の様式を変更しています。

注 <u>令和８年１０月１日以降は、旧様式での受付は行いませんのでご注意ください</u>。

